

年金 1 (問題)

問題 1 次の各問に答えよ。(20点)(解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと)

(1)「適格退職年金契約の承認等に関する取扱いについて(法令解釈通達)」の「掛金等の払込方法等の変更」に関する記述について空欄を埋めよ。

掛金等の払込期間中における掛金等の払込方法及び払込時期の変更は、次に掲げる場合を除き行うことができないことに留意する。

- を行う場合(経験予定脱退率を使用し、予定昇給率を使用しない契約にあっては、当該契約の締結の時から のあらかじめ定めた一定期間ごとの対応日を迎える場合)
- 使用人の退職の事実に基づく予定脱退率、経験予定脱退率又は予定昇給率を新たに採用する場合
- 給付の増額、 又は を追加する場合
- その他払込方法又は掛金等の払込時期の変更に合理的な理由があると認められる場合

(注) この場合の払込方法とは、通常掛金等にあってはその積立方式及び払込みの形態を、また、過去勤務債務掛金等にあっては、その管理方式、払込みの形態及び償却割合をいう。

(2)「適格退職年金契約の自主審査要領」の「受給資格の取得期間」に関する記述について空欄を埋めよ。

年金給付の受給資格については、、 またはその組み合わせ等により合理的に決定されていることその他、次の点に留意する。

- 年金の支給開始年齢が、 勤労に耐え得ると見られる若年齢でないこと。ただし、遺族年金及び傷病退職による年金給付については、この限りでない。
- が定められていない場合又は が公的年金である の支給開始年齢より高く定められている場合には、少なくとも当該支給開始年齢に達した者については、原則として年金又は一時金の受給資格を付与していること。ただし、 の場合には年金又は一時金の受給資格を付与しないことができる。

- (3) 「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」の「第1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項」における加入者とする
ことについての「一定の資格」の内容に関する記述について空欄を埋めよ。

法第4条第4号中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。

○ 「一定の職種」

「一定の職種」に属する従業員のみ加入者とする。この場合において、「職種」とは、研究職、営業職、事務職などの 又は就業規則その他これらに準ずるもの（以下「 等という」）において規定される職種をいい、これらの職種に属する従業員に係る 等の労働条件が他の職種に属する従業員の労働条件とは別に規定されているものであること。

○ 「一定の勤続期間」、「一定の年齢」

従業員が労働協約等に定める見習期間中又は試用期間中であるなど加入者とならないことに合理的な理由がある場合にあって、「一定の勤続期間」以上又は「一定の年齢」以上若しくは以下の従業員のみを加入者とする。この場合にあっては、「一定の勤続期間」以上の従業員のみを加入者とする場合にあっては の勤続期間を有する従業員について、「一定の年齢」以上の従業員のみを加入者とする場合にあっては の従業員について、「一定の年齢」未満の従業員のみを加入者とする場合にあっては の従業員については、少なくともこれを加入者とするものであること。

○ 「希望する者」

従業員のうち、「加入者となることを希望した者」のみを加入者とする（この場合にあっては、加入者がその資格を喪失することを任意に選択できるものではなく、かつ、将来にわたって安定的な加入者数が確保されるように制度設計上配慮されていること。また、令第4条第1号の規定により、加入者はその資格を任意に喪失することはできないこととされていること。）。

- (4) 「適格退職年金契約の自主審査要領」の「加入者負担掛金の限度」および「確定給付企業年金法施行令第35条」における加入者負担掛金に関する記述について空欄を埋めよ。

○「適格退職年金契約の自主審査要領」の「加入者負担掛金の限度」について
掛金等の加入者負担がある場合には、原則として年金制度への加入及び脱退は
⑯とする。

⑰の加入者負担割合は、⑰の額の50%相当額を超えることはできないことに留意する。

○「確定給付企業年金法施行令第35条(加入者が掛金の一部を負担する場合の基準)」について

1 加入者が負担する掛金の額が当該加入者に係る法第55条第1項に規定する掛金の額の⑱を超えないこと。

2 加入者が掛金を負担することについて、厚生労働省令で定めるところにより、⑲を得ること。

3 掛金を負担している加入者が当該掛金を負担しないことを申し出た場合にあつては、当該掛金を負担しないものとする。

4 掛金を負担していた加入者であつて前2号のいずれかの規定により掛金を負担しないこととなつたものが当該掛金を再び負担することができるものでないこと(規約の変更によりその者が負担する掛金の額が⑳こととなる場合を除く。)

問題2 以下の各問に答えよ。(15点)

- (1) 適格退職年金制度から確定拠出年金制度に資産を持ち込む場合において、制度全体及び個人単位での移換額に関する制約条件と、適格退職年金制度において満たさなければならない要件を簡記せよ。
- (2) 日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に係る実務基準」に記載されている退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額の割合を計算する方法の1つである期間定額基準について簡記せよ。
- (3) 適格退職年金制度及び確定給付企業年金制度の税法上の取扱いに関して、拠出時、運用時、給付時に分けて簡記せよ。

問題3 以下の設問に答えよ。(25点)

A社は平成15年4月1日に適格退職年金制度からの権利義務を承継して確定給付企業年金制度を導入し、平成16年3月31日に初めての財政検証を迎えた。財政検証結果は次の表のとおりである。

(単位：千円)

	当年度	前年度
純資産額 ①	14,500	
数理上資産額 ②	14,500	
「ア」 ③	+15.0%	
継続基準 ((②+⑤) / ④) (1.00 以上)	「オ」	
「イ」 ④	15,000	
「ウ」 ⑤	1,500	
非継続基準 (① / ⑥) (1.00 以上)	0.76	
最低積立基準額 ⑥	19,000	
積立超過 (② / ⑦) (1.00 以下)	0.52	
「エ」 ⑦	28,000	

- (1) 上表のア～オに該当する語句および数値を記載せよ。
- (2) 上表の通り、非継続基準の財政検証に抵触することとなったが、翌々年度の追加の特例掛金として設定可能な範囲を、以下の基礎数値のうち必要なものを使用して算出過程も含めて記述せよ(積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法によること)。
- ・ 翌年度末の最低積立基準額の見込み額 : 20,000 千円
 - ・ 当年度の掛金額(実績) : 800 千円
 - ・ 翌年度の掛金額(見込み額) : 900 千円
 - ・ 翌々年度の掛金額(見込み額) : 950 千円
- (3) A社の確定給付企業年金制度の特別掛金は元利均等償却方式を適用している。この方式を採用している場合で、財政計算の際に、前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額の償却が完了していないときの特別掛金の計算方法は2種類ある。その計算方法を各々記述せよ。
- (4) 今回の財政検証結果を踏まえて、財政運営上の観点から、どのようなアドバイスをすべきか、記述せよ。

問題4 確定給付企業年金制度において給付減額を実施する場合の取扱いについて、以下の設問に答えよ。(40点)

- (1) 確定給付企業年金制度において、給付減額を行うことが認められる理由と給付減額を行う際の手続きについて、加入者と受給権者等に分けて現状の取扱いを述べよ。
(解答用紙は1枚以内とすること)
- (2) (1)を踏まえ、確定給付企業年金制度において給付減額を実施する際の現状の取扱いについての問題点の有無を述べよ。また、問題点があると考えられる場合は、どのような問題点があってそれをどのように改善すべきかについて、具体的方策とどのように考える理由を述べよ。逆に、問題点がないと考えられる場合は、そのように考える理由を述べよ。なお、解答は各々、加入者と受給権者等に分けて記述すること。
(解答用紙は2枚以内とすること)

以上

年金 1 解答例

問題 1

(1)	①	財政再計算
	②	5年以内
	③	受給資格の緩和
	④	給付の種類
(2)	⑤	年齢
	⑥	勤続期間
	⑦	社会通念上
	⑧	定年年齢
	⑨	老齢基礎年金
	⑩	勤続期間が短期間

③、④は順不同

⑤、⑥は順不同

(3)	⑪	労働協約
	⑫	給与及び退職金
	⑬	5年以上
	⑭	30歳以上
	⑮	50歳未満
(4)	⑯	本人の任意
	⑰	通常掛金等
	⑱	2分の1
	⑲	当該加入者の同意
	⑳	減少する

問題2

答案は、次の内容を踏まえ、簡潔に記述されていればよい。

(1) 制度全体及び個人単位での移換額に関する制約条件としては、次のものが挙げられる。

- ・ 確定拠出年金制度への移換額は適格退職年金制度の契約解除（全部又は一部）に伴い、事業主に返還される額とされている。
- ・ 個人単位での移換額は、事業主に返還される額のうち、従業員負担掛金を除く額について、適格退職年金制度の規約で定める方法によって分配される額である。

また、適格退職年金制度において満たさなければならない要件としては、次のものが挙げられる。

- ・ 適格退職年金制度の積立不足は、過去勤務債務等に係る掛金として一括拠出する方法、もしくは給付減額により解消する方法（減額部分に係る要留保額は積立不足に充当）のいずれかによって解消する必要がある。
- ・ なお、給付減額を実施する場合には、加入者の2/3以上の同意および加入者の1/3以上で組織する労組の同意（加入者の2/3以上の組織する労組の同意で代替可）も必要とされる。

(2) 退職給付債務は各年度ごとに算定される「退職給付見込額」に「期末までに発生していると認められる額の割合」を乗じて得た額を、退職時点から現時点まで割り引いて算出することとされている。期間定額基準は、この「期末までに発生していると認められる額の割合」として、「退職時点までの勤務期間」に対する「現時点までの勤務期間」の割合を用いるものであり、本実務基準における原則的な方法である。

(3) 拠出時、運用時、給付時それぞれ次のとおり。

○拠出時

事業主掛金については損金または必要経費に算入される。従業員負担掛金については生命保険料控除の対象となる。

○運用時

従業員拠出掛金に相当する金額を除いた積立金に対して特別法人税が課税される。

ただし、厚生年金基金制度に準じた制度内容を具備する等、一定の要件を満たした特例適年については、積立金の一定限度までは非課税とされている（代行相当分の一定割合を超過した部分についてのみ特別法人税課税）。

なお、特別法人税は平成16年度末まで課税凍結中である（3年延長の見込み）。

○給付時

退職年金（確定給付企業年金では老齢給付金）は、雑所得とみなされ、従業員負担掛金に相当する金額を除き、公的年金等控除を適用して課税される。

退職一時金（確定給付企業年金では脱退一時金）・選択一時金は、退職所得または一時所得とみなされ、従業員負担掛金に相当する金額を除き、所得控除を適用して課税される。

遺族年金・遺族一時金（確定給付企業年金では遺族給付金）は、所得税は課されないが、相続税が課税される。

確定給付企業年金の障害給付は、所得税を課されない。

問題3

(1)

- ア：時価ベース利回り
- イ：責任準備金
- ウ：許容繰越不足金
- エ：積立上限額
- オ：1.06

(2)

- i. 当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額を控除した額
 $20,000 - 19,000 = \underline{1,000} \dots \textcircled{1}$
- ii. 第一号の額
不足額： $19,000 - 14,500 = 4,500$
 $(4,500 - 19,000 \times 0.2) \div 5 + 19,000 \div 100 = \underline{330} \dots \textcircled{2}$
- iii. 第二号の額
不足額： $\underline{4,500} \dots \textcircled{3}$

よって、必要な額は「①+②」～「①+③」であるため1,330～5,500となる。
また、翌事業年度の掛金額は900であるため、翌々年度の追加の特例掛金は次の通りとなる。

430千円～4,600千円

(3) 答えは、次の内容を踏まえ、記述されていればよい。

- ① 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額の償却が償却開始後20年を経過するまでに完了するように計算した額と、今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額について、確定給付企業年金法施行規則第46条第1項の規定に基づき計算した額とを合算した額とする方法。
- ② 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額と今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額を合算した額について、確定給付企業年金法施行規則第46条第1項の規定に基づき合理的に計算した額とする方法（当該特別掛金額が前回の財政計算において計算した特別掛金額を下回っていない場合に限る）。

(4) 以下に解答のポイントをいくつか記載するが、各人の考え方により異なる観点からの解答であっても差し支えない。

- ①財政検証結果「継続基準はクリア、非継続基準は抵触」の意味するところについての考察
- ②継続基準の予定利率の再設定についての考察
- ③確定給付企業年金法規則第44条の規定「次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額」を適用することについての考察
- ④積立水準回復計画を策定することについての考察
- ⑤特別掛金の償却を早めることについての考察
- ⑥最低積立基準額算定用の予定利率の幅を使うことについての考察
- ⑦数理的評価を使用することについての考察

問題 4

- (1) 確定給付企業年金法施行規則に記載されている、給付減額を行うことが認められる理由と給付減額を行う際の手続きについて簡潔に記述されていればよい。
- (2) 以下に解答のポイントをいくつか記載するが、各人の考え方により異なる観点からの解答であっても差し支えない。但し、単なる知識の羅列にとどまらず、自分の考え方を理路整然と記述していただきたい。

(加入者)

問題点：

- ・ 受給権保護の観点から言うと、過去分の減額ができてしまうこと、また、受給者との比較において、理由・手続きが簡易であること。
- ・ 年金制度が労使間の協議に基づく退職給付の一部であるという観点から言うと、加入者の減額について、労使合意の他に減額の理由が求められることは不合理であること。

(受給者)

問題点：

- ・ 受給権保護の観点から言うと、過去分の減額ができてしまうこと、また、退職金の一部移行の場合を考えると、(受給中利回りの引き下げではなく、一律引き下げの場合には) 減額された後に一時金を選択しても元の退職一時金の金額が確保されない場合があること。
- ・ 制度維持のために避けて通れない場合においても、代議員会の議決のみでは足りず、受給者個人から減額の同意を得る必要があること。
- ・ 減額するためには受給者個人の同意が必要だが、基金解散(若しくは、契約解除)するためには受給者個人の同意は不要であり、結果として解散を助長する可能性があること。

以上